

グループホーム・ケアホームと災害時避難所について

2011年8月19日

古田 純子

1. グループホーム・ケアホームについて

障害者の終の棲みかとなるグループホーム・ケアホームの建築は地域住民の反対であちこちで頓挫しています。グループホーム・ケアホームはもう建てられなくなるのではないのでしょうか。住居は生きていく上で基本中の基本です。近隣住民との融和は大切なことではありますが、建築の許可を近隣住民の承諾に掛らしめるのは行き過ぎではないのでしょうか。地域移行を進める上でも、老障介護解決の上でもグループホーム・ケアホームの必要性は更に高まっています。特に東京都の高齢化はこれから急速に進んでいきます。近隣の合意条件を大幅に緩和するなどの措置が必要です。

2. 災害時避難所について

今回の東日本大震災で、災害時における障害者避難の難しさが改めて浮き彫りになりました。

災害発生時に障害者が指定避難所に避難することは、手助けがないと難しいと思われます。またせっかく避難所にたどりついて、障害者本人の適応性の問題や一般避難者への遠慮から、障害者が避難所に入れず、長期に車中泊を余儀なくされたり、被災した家に逆戻りしたなど多く困難が明らかになりました。

そこで、福祉施設や日頃通っている作業所等のうち比較的広い敷地を有する施設を、区市町村とともに「福祉避難所」と指定できないでしょうか。日頃から準備、訓練に取りかかり易く、災害発生後の生活も安定すると思われます。また介助者が罹災し対応できない状況が起こった場合でも対処しやすいと思われます。

以上